平成２６年（フ）第１８６号
兵庫県明石市宮の上２番14―401号
債務者　木下　　明
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県たつの市御津町中島1089番地５
債務者　藤原　史己
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１１８号
広島県呉市本通１丁目１番１―1202号
債務者　関西興業こと　中原　　仁
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１２３号
広島県呉市東中央４丁目５番９号　桧垣アパート102
債務者　山崎　正徳
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第７１号
佐賀県唐津市鏡1819番地28　オレンジハイツ鏡２―２号
債務者　坂本みつえ
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１７２号
北海道帯広市南町南８線27番地74
債務者　仁科　睦子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１３０７号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ９棟202号
債務者　西尾　美保
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３７４号
愛知県知多市日長台163番地
債務者　橋川　幸博
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６３号
神戸市長田区四番町３丁目３番地　市住41―605号
債務者　上村　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７５号
神戸市北区緑町４丁目８番32―22号
債務者　辻　　幸代（旧姓伊川）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０７号
熊本市北区植木町小野1022番地17
債務者　古本　和宏
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市津久井３丁目16番８―106号
債務者　岩澤　愛子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０８号
青森県八戸市大字尻内町字八百刈54番地１　ウエストコアＢ号
債務者　福士　　徹
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
山口県防府市大字田島1690番地の５　レオパレス田島203号、前住所山口市阿知須600番地30
債務者　神田　宣憲
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
仙台市青葉区柏木１丁目４番22号　宮城アパートＢ―201
債務者　柏倉　優介
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
秋田県大館市東台６丁目７番24号、前住所秋田県大館市字部垂町７番地メゾン城南103号、前々住所秋田県大館市字観音堂702番地４
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第５４号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２　１―102号
債務者　佐藤　正俊
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
秋田地方裁判所大館支部